

岡山県環境への負荷の低減に関する条例
施行規則の一部を改正する規則（案）
（諮問）

平成25年2月

岡山県

岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る有害物質及び 地下水汚染に係る基準の改正について

1 趣旨

岡山県環境への負荷の低減に関する条例(平成13年岡山県条例第76号。以下「条例」という。)は、水質汚濁防止法等環境関係法により規制されていない事業活動等を対象として、独自の規制措置等を定めている。

このうち、水質汚濁及び地下水汚染に関する規制に係る有害物質及びその排水基準等については、水質汚濁防止法(以下「法」という。)に定める基準と同一の基準としているが、このたび国が法の基準等を改正したことから、条例の基準等をこれに合わせて見直すものである。

2 見直しの内容

(1) 有害物質の変更及び追加

- ・ 十五 シス-1,2-ジクロロエチレンを十五 1,2-ジクロロエチレンに変更する。
- ・ 二十七 塩化ビニルモノマー、二十八 1,4-ジオキサンを追加する。

(2) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準

- ・ シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに変更し、シス-1,2-ジクロロエチレンの現行の基準値0.04mg/Lをシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量の基準値とする。
- ・ 塩化ビニルモノマーの基準値を0.002mg/Lとする。
- ・ 1,4-ジオキサンの基準値を0.05mg/Lとする。

3 改正の方法

地下水汚染に係る基準及び浄化基準を定めている「岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則(平成14年岡山県規則第40号)」の該当部分を改正する。

4 参考1(法の基準の改正の概要)

(1) 改正日 平成24年5月23日(施行:5月25日)

(2) 改正の内容

- ・ 有害物質として十五 シス-1,2-ジクロロエチレンを十五 1,2-ジクロロエチレンに変更する。また、有害物質として二十七 塩化ビニルモノマー、二十八 一・四-ジオキサンを追加する。
- ・ シス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに変更し、1,2-ジクロロエチレンに係る地下水の浄化基準を0.04mg/L(シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量)とする。
- ・ 塩化ビニルモノマーに係る地下水の浄化基準を、0.002mg/Lとする。
- ・ 1,4-ジオキサンに係る地下水の浄化基準を、0.05mg/Lとする。

(3) 改正の方法

地下水の浄化基準を定めている「水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)」の該当部分を改正する。

(4) 改正の根拠

人の健康の保護に関する知見の集積、公共用水域及び地下水における検出状況の推

移等を踏まえ、平成21年11月30日、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレンの4項目について、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の変更が行われたことを受け、改正された。

有害物質に係る地下水汚染に係る基準及び浄化基準は環境基準と同じ値で設定されている。

5 参考2（基準等の説明）

(1) 有害物質

カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質である。

(2) 地下水汚染に係る基準

法の規制対象となっていない事業所のうち、有害物質を取扱い、又は取り扱っていた事業所（以下「有害物質取扱事業所」という。）を設置している事業者は、有害物質取扱事業所の敷地内で地下水の汚染を発見したときは、その旨及び応急の措置を県等へ届出なければならないが、この際の汚染の対象とされる基準である。（基準値を超えた地下水が汚染となる。）

(3) 地下水汚染に係る浄化基準

有害物質取扱事業所において有害物質を含む水が地下へ浸透された場合に、人への健康被害を防止するために、県等が事業者に対し、必要な限度において地下水の浄化を命ずることができることされているが、この際の限度となる基準である。（基準値を超えた地下水が命令の対象となる。）

地下水汚染に係る基準及び浄化基準（規則別表第9）

有害物質の種類		基準値
1	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム
2	シアン化合物	検出されないこと。
3	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	検出されないこと。
4	鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.01ミリグラム
5	六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム
6	ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素0.01ミリグラム
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.0005ミリグラム
8	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
9	ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）	検出されないこと。
10	トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム
11	テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム
12	ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム
13	四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム
14	1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム
15	1,1-ジクロロエチレン（別名塩化ビニリデン）	1リットルにつき0.1ミリグラム
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
17	1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき1ミリグラム
18	1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.006ミリグラム
19	1,3-ジクロロプロベン（別名D-D）	1リットルにつき0.002ミリグラム
20	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	1リットルにつき0.006ミリグラム
21	2-クロロ-4,6ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別名シマジン又はCAT）	1リットルにつき0.003ミリグラム
22	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル（別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ）	1リットルにつき0.02ミリグラム
23	ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム
24	セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.01ミリグラム
25	ほう素及びその化合物	1リットルにつきほう素1ミリグラム
26	ふっ素及びその化合物	1リットルにつきふっ素0.8ミリグラム
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1リットルにつき亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量10ミリグラム

備考 この表に掲げる基準値は、平成8年環境庁告示第55号（水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき環境大臣が定める測定方法）に定める方法により測定を行った場合における測定結果によるものとする。この場合において、「検出されないこと。」とは、同告示に定める方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例施行規則新旧対照表

新		旧	
<p>第三十四条 条例第五十三条第一項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～十四略</p> <p>十五 一・二―ジクロロエチレン 十六～二十六略 二十七 塩化ビニルモノマー 二十八 一・四―ジオキサン</p>		<p>第三十四条 条例第五十三条第一項第一号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。 一～十四略</p> <p>十五 シス―一・二―ジクロロエチレン 十六～二十六略</p>	
<p>別表第九(第四十一条、第四十四条関係) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準</p>		<p>別表第九(第四十一条、第四十四条関係) 地下水汚染に係る基準及び浄化基準</p>	
有害物質の種類	基準値	有害物質の種類	基準値
一～十五略		一～十五略	
十六 一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム	十六 シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
十六～二十七略		十六～二十七略	
二十八 塩化ビニルモノマー	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム		
二十九 一・四―ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム		

